

# 津市風しん抗体検査及び風しん定期接種費用助成事業実施要綱

平成31年3月29日訓第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、風しんの発生及びまん延を予防するため、風しんに係る公的な予防接種を受ける機会がなかった者に対し、風しんの抗体検査及び定期接種に係る費用を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「定期接種」とは、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する定期の予防接種をいう。

(抗体検査の対象者)

第3条 風しんの抗体検査（以下「風しん抗体検査」という。）の対象者は、本市の区域内に住所を有する者のうち、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性とする。

(定期接種の対象者)

第4条 風しんの定期接種（以下「風しん定期接種」という。）の対象者は、前条の風しん抗体検査の対象者のうち、当該風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 風しん抗体検査に要した費用 当該風しん抗体検査に要した費用に相当する額と全国知事会と公益社団法人日本医師会との間で契約した風しん抗体検査に要する費用に相当する額のいずれか少ない額
- (2) 風しん定期接種に要した費用 当該風しん定期接種に要した費用に相当する額と本市と公益社団法人津地区医師会及び公益社団法人久居一志地区医師会との間で契約した風しん定期接種に要する費用に相当する額のいずれか少ない額

2 前項各号に掲げる費用に対する助成金の交付は、対象者1人につきそれぞれ1回限りとする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、風しん抗体検査・風しん定期接種費用助成申請書（別記様式）に、風しん抗体検査に要した費用又は風しん定期接種に要した費用に係る領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第7条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を決定し、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けた者があるときは、その者から既に交付した助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成31年4月1日から施行し、同年2月1日以後に風しん抗体検査を受診し、又は風しん定期接種を受けた者について適用する。

第1号様式（第6条関係）

風しん抗体検査・風しん定期接種費用助成申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住所

申請者 氏名 ⑩

生年月日

連絡先

風しん 抗体検査 費用の助成を受けたいので、次のとおり申請します。  
定期接種

なお、私（申請者）は今回申請する風しん 抗体検査 費用助成金について  
定期接種  
一度も申請したことはありません。

また、申請内容について、本市が保有する個人情報を読覧・調査すること及び医療機関等に問い合わせることに同意します。

申請額 (請求額)	風しん抗体検査	円
	風しん定期接種	円

抗体検査	受診日	年 月 日
	抗体検査を受けた 医療機関	電話番号 - -
	抗体検査の結果	(H I 法等・E I A 法等)

定期接種	接種日	年 月 日
	定期接種を受けた 医療機関	電話番号 - -

振込先 金融機関	銀行・農協 信用金庫		本・支店 出張所
	普通・当座	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義人		

※ 申請者と口座名義人が異なる場合は、下欄の委任状に申請者の記名・押印が必要となります。

私は、上記の口座名義人に風しん抗体検査費用助成金・風しん定期接種費用助成金の受領を委任します。

年 月 日 申請者氏名 ⑩

【添付書類】

風しん抗体検査に要した費用又は風しん定期接種に要した費用に係る領収書